

一般質問発言通告書

平成19年11月26日  
午 時 分受理

平成19年11月26日

小川町議会議長 様

小川町議会議員 柳田多恵子 印

小川町議会会議規則第60条により次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p><b>質問事項1 高齢者施策について</b></p> <p>高齢者の障害者控除の認定について何回か伺っております。特別障害者控除について対象として行く方向で準備中という回答(07年9月議会)でしたが、間もなく確定申告の時期を迎えます。具体化はされたのか。対象者は何人くらいになるのか。周知徹底についてはどのように考えているのか。また状態が固定しており、認定書を過去にさかのぼって発行した場合、当該認定の年分から障害者に該当するとして税務署長の職権で「5年間」分の還付も可能ということです。町の見解は。</p> <p>福祉用具購入、住宅改修の受領委任払いについて今年度中に調査、研究するということでした(07年6月議会)が検討は進んでいるのでしょうか。</p>	<p>町長、担当課長</p>
<p><b>質問事項2 後期高齢者医療制度について</b></p> <p>来年4月から後期高齢者医療制度が実施される予定です。11月21日、広域連合議会が開催され年間保険料が決定されました。年金208万円の単身者の場合、保険料が8万6千310円ということですが、所得階層別の保険料は具体的にいくらになるのか、また同所得層が国保税の場合ではいくらなのか表示してください。(65歳以上15万円を限度とし、控除した額)</p> <p>75歳以上で年金収入が月額1万5000円以下、あるいは無年金の方は現在小川町に何人いるのでしょうか。介護保険料の徴収方法と後期高齢者医療制度の徴収方法は同じで、年金から天引き、月額15000円以下の年金収入の方は普通徴収となっていますが、介護保険料の徴収状況はどうなっていますか。</p> <p>夫婦の場合で夫が75歳以上、妻が75歳未満となっている場合2つの医療保険となりますが、妻の国保料の計算はどうなるのでしょうか。</p>	

現在一定の障害のある65歳から74歳の方については老人保健で対応していましたが、後期高齢者医療保険に加入するかどうかは選択可能なのか。可能であれば通知などで徹底する必要があるのではないのでしょうか。

高齢者の医療の確保に関する法律では法定減額（7割、5割、2割）が規定されていますが、都道府県・市区町村の補助金を活用した上乘せや横出しを認めています。小川町は単独事業として住民の保険料軽減は考えないか。

国保は、納税相談などで分納に応じている世帯については資格証を発行していないとしていますが、後期高齢者医療制度での滞納者の資格証発行について小川町としてはどう考えるのか伺います。

### **質問事項3 交通手段の確保について**

2004年3月「全国ガイドライン通達」によりNPO等によるボランティア輸送としての有償運送について規制や特例措置の内容の見直しが行われ、全国的に福祉有償運送が許認可されるようになりました。2006年には道路運送法改正により自家用自動車による有償旅客運送制度の創設がされ、法整備が整ったわけです。

小川町では通達以前から助け合いのためのボランティア活動の一環としてNPOが立ちあげられ会員への移送サービスが行われており、いわゆる交通弱者への経済的負担の軽減も含め地域福祉に貢献してきましたが、法令順守の見地から一部会員の利用が困難となっています。当事者にとっては切実な問題であり、町として一連の経緯の中でどのように対応してきたのか。救済策はないのか伺います。

特に高齢者にとっては、交通手段の確保が今後ますます求められてきます。町として具体的に取り組んでいく必要があると思いますがご見解を伺います。

### **質問事項4 改正DV法、町としての取り組みは**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布され来年の1月11日に施行されます。この法律では、配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務としています。同様に、市町村の適切な

<p>施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすること、また配偶者暴力相談支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記することを市町村の努力義務としています。小川町においては DV 被害についてどのくらい発症しているのか。その際の対応について、「努力義務」とされていますが、町としての取り組みを伺います。</p>	